

受領遅滞について

柿本啓

目次

- 一、はじめに
- 二、受領遅滞の本質
- 三、受領遅滞の要件
- 四、受領遅滞の効果
- 五、結び

一　はじめに

債権者の受領遅滞の問題は、学説および判例相互の間に基本的な対立があり、弁済の提供や同時履行の抗弁権などの関係も、複雑にからみあって困難な問題である。しかも、わが国の民法は債務者の履行遅滞に関する第四一二条について、第四一三条に「債権者カ債務ノ履行ヲ受クルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受クルコト能ハサルトキハ其債権者ハ履行ノ提供アリタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス」と債権者の受領

遅滞について、僅か一ヵ条を設けたに止まり、その要件および効果について、詳細に規定しなかった。

そこで、債権者の受領遅滞の制度において、従来、根本的な見解の対立を生じたのは、一般に債権者は、目的物給付請求権のみを有するのか、それとも、信義則上目的物受領義務を有するのかということであった。従来の通説および判例は、債権者に一般的受領義務を認めず、債権者の受領遅滞につき、債務者に解除権を認めないと解していた。

しかし、近時の有力説および下級審判決は、債権者の受領遅滞を一種の債務不履行と考え、債務者は損害賠償請求権を取得するだけでなく、債権者遅滞を理由として、ただちに契約の解除権行使することが可能であると解する。したがって、両説の争は単に理論上のそれにとどまらず、法律効果に関する実利と結びついているとみてよい。しかも、債権者の受領遅滞に関する規定は、僅か一ヵ条にすぎず、

その解決を条文上の根拠に求めるることは困難である。

そこで、本稿では債権者の受領遅滞の本質いかんという基本問題に立帰つて、民法全体の構造との関連を考慮しつつ、これを検討してみたい。

二 受領遅滞の本質

債務者が、債務の内容を実現するためには、受領その他債権者の協力を必要とする場合が少なくない。かように、債務の履行について債権者の協力を必要とする場合に、債権者の協力がないときは、債務者は何時までも債務の履行ができないばかりでなく、損害を受けるおそれがある。したがつて、債務者が一方的にできるだけのことをして、債権者の協力を促すにもかかわらず、債権者が協力しないときは、債務者の責任を軽減し、あるいは債権者の責任を認めるという途を講じなければならない。これを債権者の受領遅滞といふ。したがつて、受領遅滞は履行のために債権者の協力を必要とすることを前提とする。ゆえに、履行のために債権者の協力を要しない場合には、債権者の遅滞はない。債権者が受領しないときは、債務者は供託によつて債務を免れることも可能である（民法第四九四条～第四九八条）。しかし、債務者の保護は、単に供託をなし得ると

したことによつて全うされるものではなく⁽³⁾、供託をなすと否とに拘わらず、履行の提供そのものに一つの効果を認め、ただ債権者の協力がないために蒙る損害は、提供の時から債権者に負わせるのが、衡平の観念からいつても当然なことであろう。供託とならんで、受領遅滞という制度の必要なゆえんである。

この債権者の受領遅滞の制度は、ローマ法以来の沿革を有するものであるが、ラーベルもいうように、各国共通の制度ではなく、したがつてその効果の確保に関しては、国際私法的にも、訴訟遂行上の困難があり、特に優先的給付は義務を負う売主が、買主に支払請求のできる要件および効果に関して、かなり困難な問題を生ずる。フランス民法においては、債権者の遅滞に伴う一般的効果について規定するところはなく、ただ単に債務者に供託の権利を認めているにすぎない（フランス民法第一二五七条）。すなわち、債権者の受領拒絶があれば、債務者は法定の手続によつて弁済の提供をなし、拒絶の証明があつたときは、弁済の目的物を供託することによつて債務を免れるに過ぎない。受領義務の觀念をいれる余地は少ないといわねばならない⁽⁶⁾。ドイツ民法においては、売買における買主、および請負における注文者には特に法律上受領義務を認め（ドイツ民法

第四三三条、第六四〇条)、一般的に受領義務を規定する条文はおいていない。むしろ、原則的には受領義務のないことを前提として、債権者遅滞の制度を設けたものと考えられる。すなわち、受領遅滞により債権者が負う責任は、受領すべき債務の不履行として生ずるものではなく、信義則に基づいて認められた法律上の責任であるといえる。⁽⁷⁾スイス債務法においては、ドイツ民法と同じく、債権者遅滞を独立の制度とし(スイス債務法第九二一条～第九六条)、その効果として、例外的ではあるが、債務者が履行遅滞の規定に従つて、契約を解除しうるものとしている。英米法においては、ドイツ民法の受領遅滞の要件と同じであるが、買主の不受領の効果は、ドイツ民法と異なり、債権者の履行妨害(Repudiation-prevention by promisee)とされ、したがつて、過失が要件とされ債権者の積極的又は消極的履行妨害は契約違反(Breach of Contract)となり、売主は被つた損害および保管費用の損害賠償請求権を有するにすぎないとする。ゆえに受領義務の観念は考えていないと解する(イギリス動産売買法第二九条・第三七条、アメリカ統一売買法第四三条・第五一条)。ところが、わが国の民法は受領遅滞について、ただ第四一三条の規定を置くだけで、その効果は何ら規定せず、また、ドイツ民法のように買主

および請負注文者の受領義務についての規定もない。しかも、わが民法の債権法理論は、ドイツ法の影響のもとに構成されて来たことは疑う余地もない。そこで、受領遅滞の本質をめぐる学説の対立を生じ、ひいては、受領遅滞の効果においても顕著な差異を導くにいたっている。

受領遅滞は債務不履行か。わが国の通説はこれを否認する。なぜなら、わが国の通説によれば、債権者は単に給付を請求し得べき権利を有するに過ぎない、受領その他協力の債務を負うためには、特約や特別の規定を必要とする。もし民法が、債権者に受領義務ありとする考えをとつていふとすれば、受領遅滞は受領債務の履行遅滞にほかならないから、受領遅滞に対する制裁として単に履行遅滞の制度(民法第四一二条)を設けておけばよい。しかし民法が受領遅滞に関する規定(民法第四一三条)を設けていることから考えて、受領義務と考えていないとするのである。すなわち、受領義務はないから、債務者の弁済の提供があつたとしても、債務不履行となるわけではない。したがつて、民法第四一三条の責任は、民法が特に信義則にもとづいて認めた法定責任であるとするのがこの論者達に共通する主張である。まず鳩山博士は「履行ヲ受領スルコトハ債権者ノ義務ナリヤ。独逸ニ於ケル通説ハ債権者ハ此ノ義務ヲ有

セザルモノトス。我民法に直接ノ規定ナキモ財産権ノ行使ハ権利者ノ任意ニシテ、特ニ規定ナクバ行使義務ヲ認ムベカラザルコト及び債務ノ免除ヲ以テ単独行為ト為シタルコト（民法第五一九条）ニ依リテ見ルトキハ、債務者が受領義務ヲ負ハザルヲ以テ原則トスベキコト疑ナシ。」（日本債権法總論一七一页）と主張される。要するに、財産権の行使には、特約または法規のないかぎり、行使義務を認めるべきではないということ、民法第五一九条が債務の免除を単独行為としていることなどを理由として、債権者の受領義務を否定している。また、もし受領遅滞を債務不履行とするときは、不受領につき債権者の責に帰すべき事由があつたことをその要件とすべきこととなり、債権者に故意・過失なきときは、債務者は受領遅滞の責任を問えないこととなるから、債務者の保護はかえって薄くなる。しかも、受領遅滞を債務不履行と解することによって、債務者に損害賠償請求権および契約解除権を与えることができ、一見、債務者に有利なようであるが、債務者に生じた損害は主として受領遅滞に帰因する目的物の提供・管理および保存のために支出した費用であり、かかる費用の賠償は、債務不履行の構想を借りなくとも、弁済の提供の効果（民法第四八五条）として充分認められる。契約解除権も、その最も

適用広き双務契約においては、受領遅滞にある債権者は、同時に自己の債務につき、履行遅滞に陥るのが常であるから、債務者は相手方の履行遅滞を理由として契約を解除でき、その他の場合には（例えば、崩壊した家屋の破片を持去る約束で他人に贈与した場合）、通常債務者の引取義務が約定されるから、債務者はその不履行を理由として契約を解除できる。したがつて、受領遅滞を債務不履行と解除する必要はない⁽¹⁰⁾、としている。しかし、権利の行使は、今日においては、必ずしも自由でなく、債権関係における相互信頼性の発展、およびその嫡出である信義則が、受領を債務化することも充分考えられ、また、債権者が債務の免除を一方的になし得ることと、受領義務の有無とは関係がない。受領義務は債務者が提供した場合に、債務の内容の実現に協力することに関する。すなわち、免除は主たる債権の拋棄がおのずから、従たる受領債務を消滅させるまでのことである。さらに、受領遅滞の規定は注意的におかれているともみられ、強制は実益がなくとも、これを認めるとしても、支障はあるまい⁽¹¹⁾。このように、通説の論拠はいづれも決定的なものとせず、ドイツ民法学の影響を脱けきつていないのである。例えば、ラレンツの「給付義務の履行は、債権者の容態（Verhalten）によつてもまた遅延せしめられ、

あるいは、さらに不能ならしめられることがありうる。：債務者は債権者の容態のみによって、もたらされた履行遅延の責任を負うべきではないから、これに履行遅滞の効果を帰せしめるわけにはいかない。債務者はなるほど、それ以後も、債務の履行が可能な限り給付の義務を負うている。しかしながら、債務者がそれ以後においても、それまでと同様に注意深く、自己の怠慢について責任を負わされ、債務者の容態によつて、惹起された増加費用についても、負担させられることは衡平ではないと考えられる。したがつて、法律はそれを義務違反とみていなから——債務者に若干の責任軽減を認めるのである⁽¹²⁾」と説くところに類似している。

判例も、また通説と同じ見解をとり「売買ニ於テ買主ハ其目的物ヲ受領スヘキ権利ヲ有スルモノ之ヲ受領スヘキ義務ヲ負担スルモノニ非ス随テ買主ガ売買ノ目的物ノ受領ヲ拒絶シタリトセハ是レ権利ノ不行使ニシテ受領遅滞ノ責ヲ負フモ債務ノ不履行ニアラズ売主ハ之ヲ理由トシテ売買ヲ解除シ得可カラズ」としている。

このような通説および判例に対し、最近の有力説は、債権者に受領すべき債務を認め、受領遅滞もまた、債務不履行であるとしている。この説によれば、債権債務の関係は、

両当事者の信頼に基づくものであつて、両当事者は、共同の目的に向つて協力すべき一種の協同体をなすものであるから、債権者にもまた信義則の要求する程度において給付の実現に協力をなすべき法律上の義務ありとする。したがつて、債権者は給付を受領すべき法律上の義務を負い、その不受領は債務不履行となると解する（我妻、債権総論一二八頁）。その法律効果も、当然のことながら、通説よりもはるかに広く、債権者遅滞にもとづいて、直接に損害賠償請求権および解除権を認める。そして、このように解することは、債権者遅滞について、ただ一ヵ条を債務不履行の規定の中に設けただけで、他に何らの規定をおかず、ドイツ民法と異なつて売買・請負についても、受領義務を認めなかつたわが民法の構成に適するものという（梅謙次郎・民法原理によれば、民法第四一二条に債務者の遅滞、第四一三条に債権者の遅滞を定め、第四一四条以下は両者に共通のものと考えられているようみえる）。

おもうに、債権の行使は権利であつて、義務ではないという前提から、受領義務を否定する通説の考えは、一重にローマ法思想に由来するものである。ローマ法では、権利をもつぱら訴訟の観点から眺め、協同的結合関係としての、当事者間の法律関係は背後に退いており、当事者間にあ

ものは、互に交叉する多数の個々の権利お、よびそれに基づいてなきれる訴訟を中心として構成されたのであり、この訴権体系(Aktionensystem)がドイツ民法ならびに、わが民法に影響をとどめ、債権関係を分解的にみる通説の立場を導いている(片山金章「受領遅滞」民法演習(三)五六頁)。確かに個々の債権を切り離してみると、債権の行使は権利であつて義務ではないに違ひない。しかし、我妻教授も

いっておられるごとく、債権者と債務者との間には単に一個の現実の債権が存在するだけでなく、これを包容する一個の債権関係(Schuldverhältnis)が存在するものであり、このことは契約から生ずる債権において特に顕著である。

すなわち、契約から生ずる債権者・債務者の関係をみると、当事者が相互に債権債務を有し、これに伴う多くの権能と義務を包含し、それ以上に、当該契約によつて、企図された共同の目的に向つて、互に協力すべき緊密な、いわば一個の有機的な関係を構成する。要するに、債権は、単に債務者に給付を請求し、これを受領する権能を与え、債務者にこれを給付すべき義務を課する関係として孤立するものではなく、当該債権を発生させる社会的目的の達成を共同の目的とする当事者間の一つの法律関係であり、ここに、債権者に債権とならんと受領義務が肯定されなければなら

ないのである。従つて、債権者は給付を受領すべき法律上の義務を負い、その不受領は、あたかも債務者が履行しない場合と同じく、債務不履行となると解すべきである。このように解することは、受領遅滞について、ただ一ヵ条を債務不履行の規定の中に設けただけで、他に何らの規定をおかず、売買・請負についても受領義務を認めなかつたわが民法の構成に適するものということができる。

以上のべたように、わが国の従来の通説は、ドイツの学説に影響されるあまり、ドイツ民法が一般的に受領義務を認めていないことのみ注目し、物の引渡しを目的とする債務については、重要な例外措置(ドイツ民法第四三三条・第六四〇条)を講じてゐる点を軽視した嫌いがあつたといえよう。そのため、最近の下級審判決の中には、判例の伝統に抗して債務不履行説をとるもののが現われるに至つたのは、当然な結果であろうと解する。さらに、債権者に一般的受領義務を認めないが、売買の場合には給付の性質上、特約のないときも、信義則上特に買主に受領義務を認める説があることを考へても、受領遅滞の本質を一種の債務不履行として解することを妥当とする。

(1) 例えは、注文者が材料を供給すべき請負契約において、材料を供給しない場合。

(2) 債権者の受領遲滯(mara aicipiendi Annahmeverzug)
ルルム。

(3) 債権の性質によれば供託に適したるものある。

(4) 遠田新一「債権者の受領遲滯による債務者の解除権」契約法大系(1) (契約総論) 116頁以下参照。

(5) E. Rabel, Das Recht des Warenkaufs, I Band (1957) S. 134. 柚木馨「回盐履行の抗弁権」総合判例研究叢書(2) 111回頭。

(6) Morandière Cours de droit Civil, (1953) T. 11. p. 360, p. 579, p. 623.

(7) Enneccerus-Lehman, Lehrbuch des Bürgerlichen Rechts II Band, S. 237; Larenz, Lehrbuch des schuldrechts, I Band, S. 232.

(8) S. Williston, A treatise on the Law of Contract, Vol. II (1936) pp. 1310, 1311, 1328, 1430, 田口知平「英米法契約法原理」105頁、118頁、1188頁、1195頁。

(9) 石坂音四郎、「債権総論」(上) 608頁、鳩山秀夫「増訂改版日本債権法」(総論) 171頁、「債権者遲滯」(債権法における信義誠実の原則) 106頁、107頁、沼義雄「債権総論」113頁、中島千吉、「民法釈義」1163頁、勝本正晃、「債権法総論」(概論) 1101頁、田島順「債権法」96頁、石田文次郎「債権総論」1119頁、近藤英吉・柚木馨・「註釈日本民法」(債権編) 総則(上) 104頁、柚木馨、「判例債権法総論」17頁、於保不一雄、「債権総論」10

八頁、磯谷幸次郎「債権法論」189頁。

(10) 柚木馨、「判例債権法総論」171頁~1711頁。

(11) 小池隆一「債権法総論」1119頁以下、高梨公之「債権法総論」1180頁。

(12) Larenz, Lehrbuch des schuldrechts, I. Band, S. 232; 111島宗彦「債権者遲滯」総合判例研究叢書(民法) 116頁~7頁。

(13) 大判大正四年五月二十九日民録111輯八五八頁。

(14) 梅謙次郎「民法原理」1189頁、「民法要義」三卷五七頁。末弘巖太郎「債権総論」1116頁、我妻栄「債権総論」1118頁、我妻栄・有泉亭・ロハメンタール「債権法」41頁、小池隆一「債権法総論」1119頁、松坂佐一「民法提要」(債権総論) 1111頁、片山金章「受領遲滯」(民法演習) 11157頁、111島宗彦「債権者遲滯」(総合判例研究叢書) 民法

(15) 111頁、永田菊四郎「新民法要義」(債権総論) 1111111頁、高梨公之「債権法総論」1181頁。

(16) 東京地裁昭和三十年四月十九日判決は、明らかに従来の判例(通説)をくつがえし、債務履行説を肯定した最初の判例である。同判決は「契約により債権債務関係を結んだ当事者は、信義誠実の原則の要求するところにしたがって相互に給付の実現に協力すべき義務を負うものと解すべきである。給付が債務者の行為のみにより完了する場合は格別、債権者の協力なしでは完了し得ない場合には、この協力によつて給付の実現をはかることは債権者の法律上の義務であるといわ

なければならない。本件において売主たる原告が甘譯の引渡し義務を果たすためには、買主たる被告においてその引渡先を指定することが必要なことは前示認定の経緯から明らかである。したがつて売主が前示の如く履行の準備をととのえた旨通知して口頭による提出をした以上、買主はすみやかにその引渡先を指定して売主の履行を可能ならしめることをはかるべき法律上の義務があるといわねばならない。しかば前述のようすに、買主が売主の再三の要求にもかかわらず遂に引渡先の指定をなさず、売主の履行を拒んだことは、それが買主の責に帰すべからざる事由にもとづくものでない限り右の義務に違反するものであつて、買主は売主に対し債務不履行の責を負うものと認めるべきである。この受領遅滞は売主において相当の期間を定めて受領を催告した上、本件売買契約を解除する理由となりうる……」とのべている（下級民集六巻七六六頁）。次に同旨として、東京地裁昭和三十四年一月一二日判決がある（下級民集十巻七九頁）。

(16) 戒能通孝「債権各論」一五三頁、岡村玄治「債権法」（各論）二六一頁、末川博「債権各論」（上）九三頁、勝本正晃「契約各論」（一巻）一一二頁。

三 受領遅滞の要件

受領遅滞の要件は、その本質に関する見解の相違によつて異なるが、受領遅滞の本質を一種の債務不履行であると

解すると、その成立要件として次のようなものがあげられる。

(1) 履行（弁済）の提供があること。民法第四一三条は「提供アリタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ズ」と定めるが、提供が要件であることは疑いない。債権者に受領義務を認めるといっても、それは提供があれば受領すべき義務があるという趣旨だからである。そこで、履行の提供とは債務者の側において、履行に必要な準備を整えた上で、債権者の協力を求めるなどをいう（不作為給付は除く）。この履行の提供は、当然のことながら、債務の本旨に従つて（民法第四九三条）なすことをする。しかも債務者は、信義の原則に適合する履行の提供をしなければならない。そして、現実の提供を原則とし、言語上の提供を例外とする（民法第四九三条）。履行の提供が、適当なものであるかどうかは、各場合の事情に基づき信義の原則および取引の通念に従つて決定すべきである。本旨に従わない提供については、受領遅滞を生じないことはいうまでもない。

(2) 債権者が受領を拒否するか、または受領不能であること。債権者の受領拒否または受領不能は理由のいかんを問わない。しかし債権者が提供を不完全だと主張して受領を拒絶する場合には、眞実そうであつたかどうかにより、

完全なものであれば受領遅滞となり、不完全なものであれば、受領遅滞の効果を生じない。また、受領拒絶は受領不能を生ずることもあるが、消滅するのは受領さるべき債権で、給付すべき債権は存在し、提供はあり得るから、民法第四一三条による受領遅滞となる。だが、受領が不能であるのが、履行そのものの不能であるためならば、民法第四一三条による受領遅滞とはならない。なぜなら、それは提供があり得ないからである。ただし、履行可能（この場合にのみ受領不能の問題が生ずる）か履行不能かの区別は実際上困難であることが多い。例えば、雇主が正当な理由もなく労働者の就業を拒絶し、注文者が修繕すべき家屋を正当な理由もなく、他人に修繕させた場合には、受領拒絶として、受領遅滞であることは疑いない。けれども、これと異なり、就業すべき工場が焼失し、診療を乞うた患者が医師の到着時にはすでに死亡していたような場合には、履行不能か、受領不能か。従来、わが国の通説は受領遅滞とは債務者のなすべき給付が客観的に可能であるのに、債権者が強いて受領しない場合にだけ生ずるという前提を探り、社会観念上給付行為の基本的要素が欠ける場合（工場が焼失したため労働者の就労申出を受領することができないような場合）には履行不能であって受領遅滞とはならないと

している。この考え方からすれば、前例の場合はともに履行不能に該当し、受領遅滞とはならない。しかし、最近のわが国の有力説は、ドイツの学説に影響をうけて、このような考え方に対する反対している。最近のわが国の有力説およびドイツの学説によれば、給付の実現を不能ならしめる障害が債権者・債務者のいずれの支配範囲内に生じたかを標準として、「何人も自己の領域内において発生する給付は障害について、その責任を負わねばならない」⁽¹⁾という原則から、その障害が債権者側にあるときは、受領遅滞あるいは受領不能となり、債務者側にあるときは、履行不能となるとしている。⁽²⁾しかし、この説によれば、前例に述べた診療を乞うた患者が、医師の到着時にはすでに死亡していたような場合には受領遅滞となり、このような解決は衡平だとは考えられない。そこで、ドイツの最近の学説は、これを修正して「債権者の領域内にある受領障害が最高度の注意力によって排除し得べきものであるかぎり、受領遅滞となり、他方、その障害が不可抗力によるときは履行不能となる」⁽³⁾としている。要するに、債権者の支配範囲内において発生した給付障害であっても、不可抗力にもとづくものについてまで責任を問うことは妥当でないからである。しかし、同時にまた、受領遅滞の不成立即履行不能という結論を導き

出すことも正しくない。受領遅滞には、債権者の責めに帰すべきことを要し、履行不能には、やはり債務者の責めに帰すべきことを要すると考えるので、この場合は受領遅滞⁽⁴⁾にもならず、履行不能にもならないと解する。

(3) 債権者の受領拒絶または受領不能がその責に帰すべき事由に基くじふ。債権者遅滞をもつて債権者の受領義務違反という債務不履行であるとするときは、債務者の責に帰すべき事由に基くじふを要することは当然であり、またその举証責任も債権者にある（責に帰すべき事由に基づかないことを举証しない限り責任を免れない）。ドイツ民法は、債権者遅滞に過失を必要としない。学者はこれを債務者保護の政策的理由によると説く（Oertmann, § 293, 3 und dort zitierte Vorberm）⁽⁵⁾。イスラム債務法は「正当の事由なくして」という条件をつけているが、過失は必要でないところのが通説である（Oser, Art. 91 Nr. B-16）⁽⁶⁾。わが国の通説も責に帰すべき事由を要しない見解をとり、その理由として、受領遅滞は、債務不履行とみないじふ、法典に根拠のないことを挙げている。しかし、前者については、反対であるし、後者については債務不履行の規定に明文がある。しかも、過失がなければ責任がないことは、わが民法の原則である。したがつて、受領遅滞を一種の債務不履

行と考える立場から、債務不履行が債務者の責に帰すべき事由を要することは、疑ないのであるから（過失責任の原則＝民法第四一五条後段）、受領遅滞にも、この要件を必要とすることはじうまでもないと解する。

(1) 領域説 (Sphärentheorie), ひの理説とのじゆ, Ennecerus-Lehman, Lehrbuch des bürgerlichen Rechs, Bd. II, S. 234 を参照。

(2) 我妻栄「債権総論」1110頁、於保不「雄「債権総論」」110頁、三島宗彦「債権者遅滞」（総合判例研究叢書）民法⁽¹⁸⁾116頁、片山金章「受領遅滞」（民法演習）⁽¹⁹⁾58頁。

(3) 片山金章「受領遅滞」（民法演習）⁽²⁰⁾58頁。Ennecerus, a, v, o, S. 234.

(4) 三島氏も述べられてくる如く、この場合は結局危険負担の問題として処理するほかないことになる。

(5) 我妻栄「債権総論」130頁。

(6) 鳩山秀夫「日本債権法総論」176頁、沼義雄「総合民法」（別巻債権総論）1116頁、勝本正晃「債権法総論」（概説）1103頁、柚木馨、判例「債権法総論」175頁、於保不「雄「債権総論」」110頁。

(7) 我妻教授によれば、債務不履行説では債権者に帰責原因を要することとなるから、その限りでは債権者の責任を軽減することになる。けれども他方では、債権者遅滞の成立が認められるときは、その効果として、損害賠償請求権や解除権

を債務者に与える点において、債権者の責任は加重されるわけで、債権関係を支配する信義則に照して妥当であるとされる。この趣旨に賛成であるが、債務者の解除権は慎重に行使されなければならない。

四 受領遅滞の効果

受領遅滞の効果も、その本質に関する見解の相違によって異なつてくる。受領遅滞を一種の債務不履行と理解するため、受領遅滞の効果と弁済提供の効果とを同視していく。通説および判例は、民法第四一三条が単に「履行ノ提供アリタル時ヨリ遅滞ノ責ニ任ス」と規定するにとどまり、具体的な内容を示していないことから、受領遅滞の効果と弁済提供の効果とを同視している。そこで、ここでは弁済の効果と認められるべきものを除いて、受領遅滞に特有の効果を述べる。

(1) 債務者は、受領遅滞によって生じた増加費用を請求することができる（ドイツ民法第三〇四条には明文の規定がある）。通説もまたこの効果を認めるのであるが、その根拠を民法第四八五条の規定に求めている（鳩山秀夫、増訂改版「日本債権法」一七九頁⁽²⁾）。しかし、債務不履行説の立場では、損害賠償として当然、増加費用を請求できる

こととなる（片山金章「受領遅滞」民法演習N六〇頁、三島宗彦「債権者遅滞」（総合判例研究叢）書民法(18)四三頁）。

(2) 債務者は、受領遅滞によって生じた損害の賠償を請求することができる。通説は、債権者に受領その他協力の債務はないとの解するので、債務不履行に基づく賠償義務を認めず、増加請求権しか認めないと⁽³⁾。判例の立場も通説に同旨で、「売買契約ノ解除セラレサル限りハ仮令買主カ契約ニ違背シテ目的物ヲ引取ラサルモ売主ハ約定ノ代金ヲ請求スルコトヲ得ルヤ言ヲ俟タス從テ其目的物ノ時価力低落シタレハトテ売主カ約定ノ代金ト低落シタル時価トノ差額ヲ損失スルコト」なし⁽⁴⁾、という趣旨の判示をしている。

これに反し、債務不履行説および下級審少數判例によれば、受領遅滞によって弁済費用を増加したときは、その債権者の行為によると認められるものは、債務者は提供の効果として常に増加額を請求することができるが、そうでないものは、債権者の責に帰すべき事由あることを要件として損害賠償を請求しうるものとする（我妻栄新版「債権総論」二四〇頁）が、増加費用請求権とを厳密に区別する必要なしと解し債権者と相当因果関係において生じた債務者の損害は、すべてこれを債権者に請求できると解する。

(3) 債務者は、受領遅滞に基づいて契約解除権が認めら

れる。通説では、債務者に受領義務は認められず当然、解除権の発生は否定される（鳩山秀夫「信義誠実の原則」一七九頁、袖木馨、判例債権法總論上巻一七二頁）。判例もこれらの通説に同旨で、「買主カ売買ノ目的物ノ受領ヲ拒絶シタリトセハ是レ権利ノ不行使ニシテ受領遅滞ノ責ヲ負フモ債務ノ不履行ニアラス売主ハ之ヲ理由トシテ売買ヲ解除シ得可カラス」⁽⁶⁾といい、また「債権者ノ受領遅滞ハ契約解除ノ正当ナル原因タラサルヤ言ヲ俟タス」⁽⁷⁾としてきている。これに反し、債務不履行説では、債権者が受領可能なとき、債務者は相当の期間を定めて受領を催告し、期間の徒過によつて契約を解除でき、受領の不能のときは直ちに契約を解除することができるとする。最近の下級審判決（昭和三十年四月十九日）にも、この債務不履行説に立て解除権を認めるものが現われるに至っているが、受領遅滞を一種の債務不履行と解するので、受領遅滞に基づく契約解除権を認めるけれども、解除権は信義則に照して慎重に行使すべきであると解する。なお、双務契約において、受領を拒絶した債権者が自己の負担する債務の履行を怠る場合には、受領遅滞に基づく解除権と本来の債務不履行に基づく解除権とが生じ、債務者はそのいずれをも選択行使できるものと解する（Ennecurs, a. a. o., S. 237）によれ

ば、受領遅滞による解除権は、受領が他方当事者の主たる債務であるような場合にしか認めるべきでないとする）。

(4) 受領遅滞後に生じた履行不能は、不可抗力に基づくものであつても、債権者の責に帰すべき履行不能となり、双務契約関係では、債務者は反対給付を受ける権利を失わない。このことは、民法第五三六条二頁の適用において重要な意味をもつ。すなわち、特定物を目的とする双務契約において、とくに債務者が危険を負担する旨を約した場合にも、受領遅滞後は危険は債権者に移るものと解すべきである。また特定物に関する物権の設定移転を目的とする以外の債務の場合は、元來、危険は債務者が負担するのであるが（民法第五三六条一項）通説は、衡平の原則に照して一般にこの効果を認めるのであるが、受領遅滞について故意過失を要しないとしながらこの効果を認めるることは無理であるのみならず、その結果が果して妥当であるかどうかも疑わしい。

(5) 債務者は、債務の履行について注意義務を軽減され、故意または重過失についてだけ責任を負うようになると解すべきである。目的物に関する債務者の保管義務（民法第四〇〇条）が債権者の受領遅滞によって軽減されるか否かについては、わが国の民法が直接に規定していないから、⁽⁸⁾

かつて賛否両論が対立していた。しかし、近時の学説は一般に肯定している。通説は、受領遅滞について債権者の帰責事由を要求しない結果、無償受寄者の注意義務と同じ程度に軽減されるとする（民法第六五九条の類推適用⁽⁹⁾）。これに対し、債務不履行説では、債権者に帰責事由を必要とする代りに、債権者が遅滞に陥ったときは、債務者はただ故意と重過失の場合にだけ責を負うものと解されている。

すなわち、民法第四〇〇条は「債務ノ目的カ特定物ノ引渡ナルトキハ債務者ハ其引渡ヲ為スマテ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ」目的物を保存すべき旨を規定している。法文によると、一見、現実の引渡をするまでは受領遅滞にある場合も善管注意義務が要求されるようみえるが、この規定の性質上「弁済期までは」の意に解すべきであり、受領遅滞後はこの義務が軽減されるものと解するのが信義誠実上妥当である（片山金章「受領遅滞」民法演習⁽¹⁰⁾六二頁）。

しかして、債権者が受領遅滞に陥ったときは、故意または重過失についてのみ債務者は責任を負うと解する。

（1）（イ）債権者は不履行によって生ずべき一切の責任を免れる

（民法第四九二一条）。（ロ）債務者は供託して債務を免れることができる。（ハ）約定利息の発生をとどめる。これらはいずれも弁済提供の効果であって受領遅滞の効果ではない。

（2）通説の立場からは、この増加費用請求だけが民法第四三條が「遅滞ノ責ニ任ス」と立言した本来の効果として唯一のものとなり、他の効果は単なる債務者の責任軽減となる。

（3）通説の立場にある学説の中にも、受領遅滞の効果として損害賠償は認められないが、債務者が債権者の不受領と相当因果関係において損害を受け、かつ不受領が債権者の責にもとづくときは、不法行為責任として損害賠償を肯定しようとするものがある（勝本正晃「債権法概論」三八五頁）。

（4）大判大正一年十二月十一日民録十八輯一〇二五頁。

（5）東京地判昭和三十年四月十九日下級民集六卷七六六頁、判例時報五四号一六頁、東京地判昭和三十四年一月二十二日下級民集十卷一四三頁、判例時報一七五号九頁。

（6）大判大正四年五月二十九民録二十一輯八五八頁。

（7）大阪控判大正四年六月一日新聞一〇二五号二三頁。

（8）ドイツ民法第三〇〇条一項は「債務者ハ債権者カ遅滞ニ在ル間ハ单ニ故意及ヒ重大ナル過失ニ付テノミ其責ニ任ス」と規定している。

（9）鳩山秀夫「信義誠実の原則」一八四頁、勝本正晃「債権総論」（中巻）（3）一六六頁、柚木馨「判例債権法総論」（下巻）二三〇頁、田島順「債権法」九九頁、末弘巖太郎「債権総則」民法⁽¹¹⁾一八一頁。

（10）我妻栄「債権総論」二六頁、片山金章「受領遅滞」民法演習⁽¹²⁾六二頁、三島宗彦「債権者遅滞」（綜合判例研究叢書）民法⁽¹³⁾四八頁、松坂佐一「民法提要」（債権総論）一一四頁。

結び

除権の行使に関しては、信義則に照して慎重に行使すべきであると考える。

債権者に受領義務なしとするわが国の従来の通説および判例は、主として債権者に受領義務なきことを基本として組立てられているドイツ民法の受領遅滞の理論を基礎としたものである。ところが、ドイツ民法においてすら債権者に受領義務なしとするのは一般原則にすぎず、売買における買主・請負における注文者の如きはいずれも受領義務を負担している（ドイツ民法第四三三条・第六五一条）、それにもかかわらず、わが国の従来の通説および判例は、ドイツ民法が一般的に受領義務を認めていないことのみ注目し、物の引渡しを目的とする債権について重要な例外措置を講じてゐる点を軽視した嫌いがある。

ここに、最近の有力説および下級審判決の債務不履行説をとるものが現われるに至つたことは当然な純理であると解する。この債務不履行説によれば、民法第四一二条が債務者遅滞の要件を、第四一三条が債権者遅滞の要件を規定し、第四一四条以下に遅滞の諸効果を規定していると解せられ、債権者遅滞の要件や効果を債権法の全体系中に正當な位置づけをなすことができる。それゆえに、債権者の受領遅滞の本質は、債務不履行の一場合と考えられ、ただ解